

鍵の預かり事業Q & A

【利用対象】

Q 誰が利用できますか。高齢者や障がい者でないと利用できませんか。

A 高齢者または障がい者で、ひとり暮らしの人や見守りができる同居家族のいない人のみ利用できます。

Q 高齢者のみの2人暮らしや高齢者と障がい者だけの世帯は利用できますか。

A 同居家族による見守りが難しいようでしたら利用できます。

Q ひとり暮らし高齢者ですが近所に子ども夫婦がいます。毎日顔を見るほどではありませんが、鍵は預かってはいますが手間をかけたくありません。利用はできますか。

A 鍵を預かれる親族が近くにいる人は利用できません。ただし、その親族の人の心身の状況や年齢等によって検討しますのでご相談ください。

【鍵】

Q 鍵は玄関の鍵しか預かってもらえませんか。金庫の鍵も預かってもらえると安心です。

A 安否確認を目的としているため、住居に入るための鍵1本のみを預かります。ただし、居室へ入るのに複数の鍵が必要な場合（玄関に補助鍵があるなど）は複数本お預かりします。金庫の鍵は預かりません。

Q 預ける鍵は誰が複製（作成）をするのですか。

A 申請するご本人が複製をしてください。社会福祉協議会では申請前はもちろん、サービス開始後も鍵の複製はしません。

【申請方法】

Q 別居の子どもですが、高齢者の親の代理で申請できますか。

A 代理での申請はできません。ただし、ご本人の承諾があれば申請に同席いただき代筆していただくことは可能です。ご本人が希望していなければ申請はできません。

Q 申請するときはどうすればよいですか。

A まずはお電話で連絡ください。担当職員がご自宅へお伺いします。職員の説明でサービス内容をご理解いただいたのち以下の手続きをします。

- ① 申請書兼承認書にご記入ください。
- ② 複製した鍵をお預かりします。
- ③ 鍵の確認をします（職員がドアを開錠できるか確認します）。

【利用停止方法】

Q サービスをやめたいときは、どうしたらよいですか。

A 社協までお電話ください。電話の際、中止の利用をお聞きします。安否確認を目的としていますのでご了承ください。

電話で確認した後、廃止届の用紙を持って職員が訪問しますので、記入し提出してください。お預かりしている鍵も訪問時にご返却します。

【立会者】

Q 立会者とは、どんなことをする人ですか。

A 市役所などからの依頼で安否確認のため玄関の鍵を開ける際、不適切なことがないか確認するため立ち会ってもらう人です。ただし、立会人に連絡がつかないときは、立会人不在で開錠することがあります。

なお、立会人には鍵の開錠時以外に連絡をすることはありません。

Q 立会者は緊急連絡先のことですか。

A 鍵の預かりサービスに緊急連絡先の登録は不要です。鍵の開錠時の立会いをお願いするとき以外に連絡することはありません。

ただし、市のひとり暮らし高齢者登録など他のサービスの緊急連絡先と同じ人を立会者に行っている場合、他サービスから連絡が入ることはあります。

Q 立会者を頼む人がいません。申込書はどうすればいいですか。

A 希望がなければ立会者の項目は空欄のままで結構です。

【安否確認】

Q 敷地、住居に入ることの承諾を求められていますがなぜですか。承諾が必要ですか。

A 必要です。安否確認で鍵の開錠が必要なときは、ご本人と話ができず意思確認ができないときです。事前に承諾がないと鍵の開錠ができませんので、ご理解をお願いします。

Q 安否確認で鍵の開錠を依頼できるのは誰ですか。

A 安城市役所、安城市社会福祉協議会、市内の地域包括支援センター、安城市基幹相談支援センターのいずれかです。

Q 警察から捜査協力として依頼があったときは鍵を開錠しますか。

A 安否確認を目的としたサービスですので、それ以外の目的では開錠しません。